

滋賀県すまいる・あくしょん宣言登録実施要領

1. 目的

「すまいる・あくしょん宣言」を行った企業・団体等を県が登録し、その取組を広く公表することにより、企業・団体等における「すまいる・あくしょん」の取組推進に資することを目的とする。

「すまいる・あくしょん」とは

- ・コロナ禍の子どもの声から生まれた、子どもの笑顔を増やすために令和2年10月に策定した滋賀県発の「子ども版・新しい行動様式」である。
- ・ウィズコロナ、ポストコロナを見据えて、未来に繋がる7つの指標を設けており、「子どもが自分自身のために行動できること」と「子どもが必要としていることに対して大人が行動すること」という2つの視点から子どもと大人が取り組む行動を示している。

2. 登録要件

登録できる企業・団体等は、「すまいる・あくしょん」の趣旨に賛同する企業・団体等とし、以下の要件を満たしているものとする。

- (1) 企業・団体等の代表者が「すまいる・あくしょん宣言」を行っていること。
- (2) 申込書に記載の内容、すまいる・あくしょん宣言文、取組内容を公表することに同意すること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有しないこと。

3. 登録申込

登録しようとする企業・団体等は申込書(別紙様式第1号)に必要事項を記入し、関係書類を添えて県に提出するものとする。

4. 登録

県は登録申込があった場合、その内容が登録要件を満たすと認められる時は、「滋賀県すまいる・あくしょん宣言登録企業・団体等」として登録するものとする。

5. 登録企業・団体等の広報

県は、県ホームページ等の広報媒体を利用し、県民に登録企業・団体等の名称や取組を申込者に確認の上、広報するものとする。

県は、登録企業・団体等について県による広報を行うことがふさわしくない事由があると認められる時は、ホームページ等における当該登録企業・団体等の広報を休止することとする。

6. その他

イメージキャラクター等について、取組宣言文の作成に使用する場合は申請を不要とする。
この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。